

新宿区介護者リフレッシュ支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新宿区介護者リフレッシュ支援事業の実施について必要な事項を定めることにより、介護が必要な高齢者に対してヘルパーを派遣し、当該高齢者を介護する者の精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 支援を受けることができる者は、新宿区（以下「区」という。）の区域内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する高齢者（以下「要介護者」という。）を日常的に介護している者とする。

- （1）区の区域内に住所を有する65歳以上の在宅の者
- （2）次のいずれかに該当する者

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める要介護状態区分が要介護1以上の者
- イ 「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）に定める認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の者
- ウ その他区長が必要と認める者

（支援の申請）

第3条 支援を受けようとする者は、区が指定する事業者（以下「事業者」という。）から1事業者を選択した上で、新宿区介護者リフレッシュ支援申請書（第1号様式）により、区長に申請するものとする。ただし、必要に応じて、要介護者の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上であることが確認できる書類を添えて申請するものとする。

（支援の決定）

第4条 区長は、前条の規定による申請（以下「支援申請」という。）を受けたときは、新宿区介護者リフレッシュ支援アセスメント票（第2号様式）により、要介護者の身体状況や生活状況等に関する調査を行う。

- 2 区長は、支援申請の内容及び前項の調査結果を審査し、支援の可否を決定する。
- 3 区長は、前項の規定による支援を可とする決定（以下、「支援決定」という）をしたときは、新宿区介護者リフレッシュ支援決定通知書（第3号様式）により、同項の規定による支援を否とする決定をしたときは新宿区介護者リフレッシュ支援却下通知書（第4号様式）により、当該支援申請をした者に対し通知する。

（支援内容）

第5条 区長は、支援決定を受けた者（以下、「受給者」という。）が介護する要介護者に対してヘルパーを派遣し、次の各号に定めるもののうち、必要な支援を行う。

- （1）調理、洗濯、掃除等の家事援助
- （2）通院介助、散歩の付き添い、食事・排泄介助等の身体介護
- （3）見守り、話し相手
- （4）その他区長が必要と認めるもの

（利用限度）

第6条 年度あたりの利用限度は、要介護者1人につき、24時間とする。ただし、年度途中で支援申請を受けたときは、支援申請のあった月に応じて、次の各号に定める時間を限度とする。

- (1) 4月～ 6月 24時間
- (2) 7月～ 9月 18時間
- (3) 10月～12月 12時間
- (4) 1月～ 3月 6時間

(実施方法)

第7条 区長は、受給者に対し、利用限度に応じてリフレッシュ券（第5号様式）を交付する。

- 2 ヘルパーを派遣する日時等は、受給者と事業者が協議して決定するものとする。
- 3 ヘルパーの派遣は、1時間単位で、1日あたり6時間を上限とし、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く午前9時から午後5時までとする。
- 4 受給者は、利用時間に応じたリフレッシュ券を、利用の都度ヘルパーに手渡すものとする。
- 5 受給者は、第2項の派遣日時等を変更又は中止するときは、利用日の前日までに事業者に連絡するものとする。
- 6 リフレッシュ券の再交付は原則として行わない。

(受給者負担額)

第8条 受給者は、介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）に定める要介護者の利用者負担の割合（以下「負担割合」という。）に応じて、別表に定める金額（以下「受給者負担額」という。）を負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、要介護者が次の各号のいずれかに該当するときは、受給者負担額を負担することを要しない。
 - (1) 当該年度（4月から6月までの受給者負担額については、前年度とする。）の住民税が非課税であるとき
 - (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けているとき
 - (3) 前2号に準ずる状況にあると区長が認めるとき

(受給者負担額の変更)

第9条 区長は、要介護者の負担割合を決定又は変更したときは、次の各号に定める月から受給者負担額を変更する。

- (1) 当該年度の負担割合を決定したとき
当該決定をした月の翌月
 - (2) 前号のほか、負担割合を変更したとき
当該変更が判明した月
 - (3) 区長が特に必要と認めたとき
区長が必要と認めた月
- 2 区長は、前条第2項の規定の適用の有無に変更が生じたときは、次の各号に定める月から当該適用を変更し、新宿区介護者リフレッシュ支援受給者負担額変更通知書（第6号様式）により、受給者に対し通知する。
 - (1) 当該年度の住民税を決定し、前条第2項第1号に該当したとき
当該決定をした月の翌月
 - (2) 当該年度の住民税を決定し、前条第2項第1号に該当しなくなったとき
当該年度の負担割合を決定した月の翌月
 - (3) 前2号のほか、前条第2項の規定の適用の有無に変更が生じたとき
当該変更が判明した月
 - (4) 区長が特に必要と認めたとき
区長が必要と認めた月

(支援の終了)

第10条 次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める月をもって支援を終了する。

- (1) 次条第1号又は第2号の規定による届出があったとき
当該届出があった月
- (2) 前号のほか、受給者が第2条に定める対象者でなくなったことが判明したとき
当該判明した月
- (3) その他区長が必要と認めたとき
区長が必要と認めた月

2 区長は、支援を終了するときは、新宿区介護者リフレッシュ支援終了通知書（第7号様式）により、受給者に対し通知する。

(届出)

第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める書類により、区長に届け出るものとする。

- (1) 第2条に定める対象者でなくなったとき
新宿区介護者リフレッシュ支援受給資格喪失届出書（第8号様式）
- (2) 支援を辞退するとき
新宿区介護者リフレッシュ支援辞退届出書（第9号様式）
- (3) 受給者を変更するとき
新宿区介護者リフレッシュ支援受給者変更届出書（第10号様式）
- (4) 事業者を変更するとき
新宿区介護者リフレッシュ支援事業者変更届出書（第11号様式）

2 区長は、前項第3号及び第4号の規定による届け出があり、当該変更を必要と認めたときは、新宿区介護者リフレッシュ支援変更通知書（第12号様式）により、受給者に対し通知する。

3 第1項第3号の規定による受給者の変更があったときは、変更前の受給者は、未使用のリフレッシュ券を変更後の受給者に譲渡するものとする。

(支援決定の取消)

第12条 区長は、偽りその他不正の手段により支援を受けた者があるときは、その者の支援決定を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により支援決定を取り消したときは、新宿区介護者リフレッシュ支援決定取消通知書（第13号様式）により、当該支援決定を取り消された者に対し通知する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成28年3月1日から施行する。

2 区長は、平成28年3月31日において改正前の要綱の受給者であることが見込まれる者に対して、別に定めるところにより、改正後の要綱の施行に関し必要な事項を通知することができる。

3 前項の規定による通知は、改正後の要綱の施行の日をもって、決定通知とみなす。ただし、通知した事項を変更する必要が生じたときは、この限りでない。

別表（第8条関係）

負担割合	受給者負担額（1時間あたり）
1 割	300円
2 割	600円